

## 船舶事故等調査報告書

平成21年6月25日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008門第72号	
事故等名	漁船第八十八伊豫丸運航阻害	
発生年月日時刻	平成20年8月12日05時05分ごろ	
発生場所	長崎県五島列島北方沖合 (概位 北緯33° 34' 東経128° 40' )	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月30日門司・地方事故調査官が海難報告書を入力 平成21年1月29日船舶所有者から修理工事費請求書及び修理報告書等 を入力 平成21年2月10日、11日機関長から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	船種・船名・総トン数 漁船 第八十八伊豫丸 245トン 船舶番号 126349 船舶所有者等 三瓶漁業株式会社 ディーゼル1基(1,103kW)	
乗組員等に関する情報	機関長 五級海技士(機関)	
負傷者	なし	
損傷	1号発電機用原動機の全主軸受及び6番クランクピン軸受が焼損、クランク軸及びクランクケースが損傷	
事故等の経過	本船は、まき網漁業船団の運搬船兼探査船で、船長他7人が乗組み、長崎県五島列島北方海域の操業海域に向け、福岡県博多港を発した。 平成20年8月12日05時05分ごろ、漁場において漁獲物の積み込みのため1号発電機を始動して暖気運転中、突然、停止した。 原因がわからなかったことから、博多港まで回航して整備業者が点検した結果、原動機の前記損傷が判明し、中古機と換装された。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり あり 本船は、1号発電機用原動機(本件原動機)の潤滑油が長期間交換されずに汚損しており、また、カートリッジ式こし器(以下「こし器」という。)の交換時期が定かでないことから、こし器が目詰まりして本件原動機の潤滑が阻害された可能性があると考えられる。 潤滑油の性状管理及びこし器の交換が適切に行われていなかった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が漁獲物の積み込み中、本件原動機の潤滑油こし器が目詰まりしたため、同機の各部が焼き付き、運転が不能となったことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	

